

令和2年度日本大学創立130周年記念奨学生（第3種）
「新型コロナウイルス感染症対応」募集要項

1 募集目的

日本大学では、家計困窮者の支援を目的とした「日本大学創立130周年記念奨学金」を用意している。本奨学金は、第1種から第3種までであるが、第3種は、災害等不測の事態により学費等の支弁が困難な学生を支援するものである。今回の新型コロナウイルス感染症による家計急変に対しても本奨学金第3種を適用することとし、意欲と能力のある学生が修学を断念することがなく、安心して学べるよう、第3種奨学生「新型コロナウイルス感染症対応」を募集する。

2 募集人数 10,000名

3 奨学金の給付額等

- ① 給付額 年額10万円
- ② 給付期間 令和2年度限りとする。
- ③ 給付方法 学費支弁者の口座に振込。
- ④ 給付時期 8月

4 応募資格

奨学生は、日本大学学部（通信教育部を含む）、大学院研究科、短期大学部（専攻科を含む）及び附属専門学校の正規の課程に在学中の学生（外国人留学生は除く）で、次の条件をすべて備えているものとする。

- ① 修学意欲が堅固で優良な資質を持っていること。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響による減収により家計が困窮し、学費支弁が困難であること。
- ③ 減収後の父母の収入・所得金額を合算した見込み年収が、以下の(1)(2)のいずれかであること。家族構成によっては、それに代わる主たる家計支持者の収入・所得金額の見込み年収とする。

- (1) 給与所得者の場合600万円以下、又は給与所得以外の者の場合300万円以下の者で、「国の修学支援新制度（家計急変）」に申請（大学院生を除く）した者。
- (2) 給与所得者の場合600万円を超えて800万円以下、又は給与所得以外の者の場合300万円を超えて350万円以下の者。

※(1)(2)ともに、次の(ア)(イ)(ウ)に該当する者は、証明書類により、選考時に考慮する。

- (ア)「公的支援の受給証明書」（国等が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を対象として実施する書類）を提出した者
- (イ) 見込み年収が2分の1以下（事由発生後の収入・所得見込みの年収が昨年の収入・所得と比較した際）の者
- (ウ) 学生本人のアルバイト等収入の減少した者

- ④ 「国の修学支援新制度」に採用されていないこと。また、「国の修学支援新制度」又は「国の修学支援新制度（家計急変）」に採用された場合は、本奨学生の対象とならない。
- ⑤ 本奨学金（第１種）奨学生に採用されていないこと。また、本奨学金（第２種）奨学生とは重複採用しない。

5 申請方法

① 提出書類

- (1) 奨学金申請書（所定の書式） ※ **A4サイズで両面印刷してください。**
- (2) 父母それぞれの令和元年分（令和２年度）所得証明書及び家計急変後の収入・所得を証明する書類 [家計急変後の収入・所得を証明する書類（給与明細等）]（注）家計急変後の収入・所得については、直近１か月分を１．２倍するなど、合理的な方法で算出。
- (3) 「公的支援の受給証明書」
（緊急小口資金，厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予，国税地方税の納付猶予など）
[「４―③―(ア)」に該当する者のみ]
- (4) 学生本人のアルバイト等急変前及び急変後の収入・所得を証明する書類
[「４―③―(ウ)」に該当する者のみ]

② 提出先

生産工学部学生課（〒275-8575 習志野市泉町 1-2-1）

※ 入構制限中のため、郵送してください。封筒に「創立１３０周年記念奨学生申請書類在中」と記載願います。

③ 提出期間

令和２年６月１５日（月）～６月２５日（木） 必着

6 奨学生の選考及び決定

資格審査の後，学部長等が推薦した候補者について，日本大学創立１３０周年記念奨学生選考委員会の議を経て，学長が決定する。

7 備考

別途，必要書類等を求める場合がある。

8 問い合わせ先

生産工学部学生課

（ポータルシステム掲載のG o o g l e F o r m sにてお問合せください。）

以 上